

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年5月30日

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市条例第41号

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理（第56条—第63条の2）」

を

「第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理（第56条—第63条の2）」

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第63条の3・第63条の4）」に改める。

(2) 第22条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器（同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）のうち、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の種別及び周囲の可燃物等の消火に適応したものに限る。）の準備をした上で使用すること。

(3) 第23条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

(4) 第25条第2項及び第26条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

(5) 第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第63条の3 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定するものとする。

2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、規則で定める方法により公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第63条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条第7号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前まで（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防署長が定める日まで）に、前項の規定による計画を所轄消防署長に提出しなければならない。

(6) 第67条の見出し及び同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等（対象火気器具等を使用するものに限る。）の開設（第63条の4第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画が提出される場合を除く。）

(7) 第73条に次の1号を加える。

(4) 第63条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

(8) 第74条第1項中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条にかかる罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

2 改正後の第63条の3及び第63条の4の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、適用しない。